

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金 (10万円/1世帯) のご案内 受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金<u>(1世帯あたり10万円)</u> は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイル ス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

|給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を<u>受理し</u>た日から2週間以内が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度 「**住民税均等割が非課税」** の世帯 令和3年1月以降の収入が 減少し「**住民税非課税相当」** の収入となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市区町村から 確認書が届きます(要返送) ※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある 市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「IIへ

申請が必要です

申請期間:令和4年2月21日(月) ~令和4年9月30日(金)

申請時点で住民登録のある市区町村に 申請してください。

【申請書配布先】甲州市役所政策秘書課窓口 市ホームページから取得

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 申身を確認して、市に返信してください。

提出期限:確認書発送日から3か月以内

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座情報に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族等^{*}のみの世帯ではないこと ※扶養親族等には、課税者から青色事業専従者給与又は事業専従者給与を受け取っ ている方も含みます。
- ③世帯の中に住民税が課税となる所得があるのに未申告である方がいないこと

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12 倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。)

(一例)住民税非課税となる年間給与収入の目安(甲州市の場合)単身の場合:93万円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、<mark>申請が必要</mark>です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに お住まいの市区町村の窓口に、直接または郵送でご提出ください。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、 不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00~20:00

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口 甲州市役所 政策秘書課 政策調整担当

0553-32-5064

受付時間 平日8:30~17:15

